

# 弁護士労働相談

- ◎解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ、パワハラ、損害賠償など労働問題に関する高度な法律問題について、労働法に詳しい弁護士が相談に応じます。
- ◎事前に予約申込が必要です。※職員が相談をお受けした後に、予約を受け付けます。
- ◎御利用は、**年度内1人1回限り**（本所支所の弁護士労働相談、女性弁護士労働相談を含む）です。
- ◎弁護士を紹介する場ではありません。

## ■会場・日程

2023年4月～2024年3月

会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平塚	12(水)	-	14(水)	12(水)	9(水)	-
小田原	-	10(水)	-	-	-	13(水)

  

会場	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平塚	11(水)	8(水)	13(水)	-	14(水)	13(水)
小田原	-	-	-	10(水)	-	-

## ■時間

午後1時30分～午後4時30分（全4コマ）

- ① 13:30～14:10、②14:15～14:55、③15:00～15:40、④15:45～16:25

## ■会場

**平塚** 県平塚合同庁舎別館 かながわ労働センター湘南支所  
（平塚市西八幡1-3-1）

**小田原** 県小田原合同庁舎1階 県民の声・相談室  
（小田原市荻窪350-1）



【相談方法】 弁護士による面談、秘密厳守

【必要資料】 ①トラブルの概要、②労働契約書などの写し、③給料明細書、  
④相手方からの通知書 など  
（資料は、なくても相談いただけます）

予約申込 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 <電話0463-22-2711（代）>

※職員による労働相談は、土、日、祝・休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除き、毎日（8：30～12：00、13：00～17：15）お受けしています。